

## 9-6 安全衛生委員会の調査審議事項

労働安全衛生法(17,18,19条)

### 安全衛生委員会において調査審議が義務付けられている事項

- |                                 |                                    |
|---------------------------------|------------------------------------|
| ① 危険又は健康障害防止の基本対策               | 子、健康の保持増進を図るための実施計画の作成             |
| ② 健康の保持増進を図るための基本対策             | リ、長時間労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立         |
| ③ 災害原因の調査と再発防止対策                | ヌ、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立        |
| ④イ、安全衛生に関する規程の作成<br>ロ、リスクアセスメント | ル、労働基準監督官等から文書により命令、指示、勧告、指導を受けた事項 |
| ハ、安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善       |                                    |
| 二、安全衛生教育の実施計画の作成                |                                    |
| ホ、新規化学物質等の有害性調査とその結果に対する対策の樹立   |                                    |
| へ、作業環境測定の結果等に基づく対策の樹立           |                                    |
| ト、定期健康診断等の結果に対する対策の樹立           |                                    |

以下の業種・規模に該当する事業場においては、図表 9-7 の事項を調査審議させ事業者意見に述べさせるため、安全委員会等を設けなければならない。

### 安全委員会の設置義務

A 次の業種に属する 50 人以上の事業場

①林業、②鉱業、③建設業、④製造業のうち木材木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送業機械器具製造業、⑤運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業、⑥自動車整備業、⑦機械修理業、⑧清掃業

B 次の業種に属する 100 人以上の事業場

①A 以外の製造業、②A 以外の運送業、③電気、ガス、熱供給業、水道業、④通信業、⑤各種商品卸売業、家具建具什器等卸売業、⑥各種商品小売業、家具建具什器小売業、燃料小売業、⑦旅館業、⑧ゴルフ場業

C その他の業種 (A, B 以外) 法的設置義務はない

### 衛生委員会の設置義務

業種にかかわらず 50 人以上の事業場

### 安全衛生委員会の設置

なお、各委員会の設置に代えて「安全衛生委員会」を設置することができる(19条)。図表 9-7 は、安全衛生委員会設置の場合の調査審議事項である。